



## ●自動車産業の再建

2009年6月2日、連邦破産法11条申請



7月10日、新生GM誕生。破たん後60～90日の予定を上回る速さで手続き完了

### 【GMの再建作業】

#### <政府支援>

・301億ドルを追加融資。一時国有化(政府の株式保有:60%、カナダ政府12%、全米自動車労組17.5%、債権者10%)。

<米ディーラー網> 6,246店(08年末)→3,605店(10年末)

<米生産拠点> 47カ所(08年末)→33カ所(12年)

#### <米従業員>

・Salaried worker 32,300人→27,200人(大多数が2009年中)

・Hourly worker 6万人(08年末)→4万人(10年)→38,800(12年)

#### <ブランド>

・「シボレー」「キャデラック」「ビューイック」「GMC」の中核4種に絞る

・「ハマー」→中国企業、四川騰中重工機械への売却案件は頓挫

#### <人事>

○会長にはエドワード・ウィタカー元AT&T会長が就任。ウィタカー氏は10年9月にCEOをダニエル・アカーソン氏に引き継ぐ。今後アカーソン氏が会長職も引き受ける予定。

2009年4月30日、連邦破産法11条申請



6月10日、新生「クライスラーグループ」誕生

### 【クライスラーの再建作業】

#### <破たん前に調整済み>

・UAWとの労務協定見直し、フィアットとの提携合意

#### <破たん後に調整>

・優良資産のフィアットへの売却

#### <新たな経営方針>

・「組織のフラット化」「クライスラー、ダッジ、ジープの将来モデルのベースにフィアットを使用」「アルファロメオの上級車種を米市場に投入」「超小型車フィアット500をメキシコで組み立て、2011年半ばに米市場に投入」

#### <ディーラー網>

・25%削減計画を断行中。デトロイトにある2ディーラー(およびフォードの1ディーラー)は、インドの乗用車・トラックメーカーの傘下へ。

#### <人事>

・フィアットのマルキオーネCEOが新生クライスラーのCEOに就任。

## ●米国消費者の自動車嗜好の特徴

- ・ピックアップ・トラックは、米国では農家、建築、その他工事関係者などの業務用車として絶大な人気。むしろ生活・仕事に欠かせない車。
- ・地域的には、広大な土地柄もあって、テキサス州などの南部やアイオワ州などの中西部で好まれる。
- ・格好の良さやレジャー目的で購入する層も。「販売台数のうち4分の1はレジャー目的、この購買層は戻って来ない可能性（業界関係者）」。
- ・米国は旅客鉄道網が未発達で、大都市を除けば、移動は自動車か飛行機
- ・米国の高速道路の制限速度は時速55マイル～70マイル（90～110キロメートル）で、渋滞も少なく、東京から大阪くらいの距離なら5～6時間かけて運転することは普通。
- ・環境意識の高まりはあるが、“乗り心地”も重要。米国人は体も大きい。道は広くて真っ直ぐ。小型車で何時間も高速道路を走るのはやはり疲れる

## ●環境対応車は米国自動車市場を席巻していない

- ・2009年の新車販売台数1,042万9,553台(前年比21.2%減)
- ・根強い小型トラック、SUV需要。大型車を好む米国人の特徴

表：全米車種別新車販売台数の推移～トップ10には根強い小型トラック需要

順位	2008年9月	2009年3月	2009年9月	2009年12月
1	シボレー・シルバラード	フォード・Fシリーズ	フォード・Fシリーズ	フォード・Fシリーズ
2	フォード・Fシリーズ	トヨタ・カムリ	トヨタ・カムリ	トヨタ・カムリ
3	トヨタ・カムリ	シボレー・シルバラード	ホンダ・アコード	トヨタ・カローラ
4	シボレー・インパラ	ホンダ・アコード	トヨタ・カローラ	シボレー・シルバラード
5	ホンダ・アコード	トヨタ・カローラ	シボレー・シルバラード	ホンダ・アコード
6	ホンダ・シビック	ホンダ・シビック	ホンダ・シビック	ホンダ・シビック
7	トヨタ・カローラ	日産・アルティマ	ホンダ・CR-V	シボレー・マリブ
8	ダッジ・ラム	ダッジ・ラム	ダッジ・ラム	フォード・エスケープ
9	シボレー・マリブ	シボレー・マリブ	シボレー・インパラ	フォード・フュージョン
10	日産・アルティマ	ホンダ・CR-V	日産・アルティマ	ホンダ・CR-V
〔注〕 網掛けはピックアップトラック、点表示はSUV				
〔出所〕 米調査会社オートデータ。				

## ●医療保険制度(ヘルスケア)改革：2009年央から目立ち始めた壁

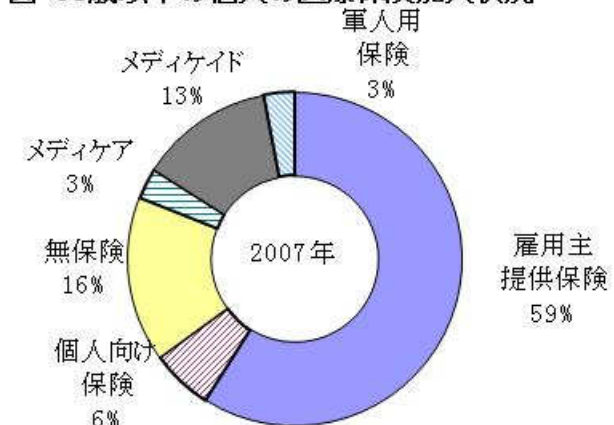
### ～医療保険制度(ヘルスケア)改革とは～

#### 【米国の医療保険制度の現状】

米国では日本と異なり、国民皆保険制度が確立していないため、医療保険は以下のいずれかの形で加入しなければならない。無保険者は4,600万人(人口の15%)

- ①企業が福利厚生の一環として医療保険を提供する保険(雇用者提供型保険：企業負担平均7-8割、個人負担2-3割)、
- ②65歳以上の高齢者や障害者向け医療保険制度(メディケア)や低所得者向け医療保険制度(メディケイド)、児童向け医療保険制度(SCHIP〔State Children's Health Insurance Program〕:スキップ)といった公的制度
- ③個人で医療保険商品を購入

図 65歳以下の個人の医療保険加入状況



(出所)大統領経済諮問委員会

## ●ヘルスケア改革：2009年中央から目立ち始めた壁

○オバマ大統領は2012年までに、Universal Coverage(実質的な皆保険)の実現を公約

- ① 現行のプランに満足でない者および無保険者に対し、以下の選択肢を提示する。
  - a) ワンストップ型民間保険市場(health insurance exchange)での民間医療保険
  - b) メディケイドのほかに新設する新たな公的医療保険
- ② 「Play or Pay原則」に基づく雇用主提供型保険の促進  
(制度提供を行わない一定規模以上の雇用主は別の基金への拠出を義務付け)
- ③ 長期的な医療コストの抑制、かつ医療ケアの質向上
- ④ 財政中立であること、公的プログラムの拡大は一定程度内に抑制

○しかし、様々な利害関係者が改革に反対

- ① 「高所得層(高額保険購入者)狙い撃ち増税、企業負担増」  
※ 米国商工会議所の反発、中小企業の不安
- ② 「公的保険の新設＝民業圧迫」との抵抗  
※ 政府に役割拡大に反発する個人、既保険加入者や高額所得者から反発
- ③ 医療ビジネスの既存モデルを崩される業界からの反発  
※ 大手製薬・医療機器産業の反発

## ●ヘルスケア改革：賛否、拮抗。財政赤字懸念が拡大しつつ・・・

### 〔概要〕医療保険制度（ヘルスケア）改革法～Patient Protection and Affordable Care Act

#### ①カバレッジ（保険の適用）の拡大

- 「医療保険エクスチェンジ」と呼ばれる取引所（ポータルサイト）を州ごとに設け、そこで保険プランの比較購買を可能に
  - 低中所得者には保険料・一部自己負担額が一定範囲内になるように補助を提供
  - 民間保険会社に対する規制の強化（既往症に基づく保険加入拒否の禁止、保険料設定方法の制限、年間・生涯給付上限の禁止など）で、保険に加入しやすく
  - 税制上の処罰を通じた医療保険加入の原則義務付け
  - メディケイド（連邦・州が共同で運営する低所得世帯に対する公的プログラム）の受給資格を拡大
  - メディケア（連邦が運営する65歳以上の高齢者などを対象とする公的プログラム）で、処方薬給付に存在するいわゆるドーナツ・ホール（※）を2020年までに段階的に解消
- ※保険および患者本人が支払った処方薬にかかわる医療費総額が一定額（2010年度は2,380ドル）に達した場合、それを超えて次の一定額（同6,440ドル）に達するまでの患者本人の負担割合は100%になる。
- 現役時代に保険料を払った者が障害を負った場合に一定の現金を給付する、任意加入の介護保険プログラム（CLASSプログラム）

【期待する効果】65歳未満の保険カバー率は83%から94%にまで拡大

## ●ヘルスケア改革：賛否、拮抗。財政赤字懸念が拡大しつつ・・・

### 〔概要〕医療保険制度（ヘルスケア）改革法～Patient Protection and Affordable Care Act

#### ②効率的な医療の実現を目指した（特に公的プログラムでの）ヘルスケア提供システムの改革

- 再入院も含む入院直後のケアへの報酬を入院ケアへの報酬にまとめて支払う包括払い試行プログラムの実施
- ケアの質と費用について共同で責任を負う複数のヘルスケア提供機関からなる組織（ACO）に一括して報酬を支払う試行プログラムの実施
- メディケアの一部で、「質的パフォーマンス尺度基準」に基づき報酬を支払う
- 治療効果の比較研究を優先順位を付けて推進する
- 推奨された予防医療給付にかかる患者自己負担の撤廃など予防・健康増進政策を拡充
- 奨学金の拡充などプライマリケア（一次診療）医師・看護師などの不足対策

【期待する効果】10年間で赤字を1,480億ドル削減（あくまで予測）

※今後10年間に、9,380億ドルという巨額の財源が必要。

※議会予算局（CBO）の推計によると、各種の税や関係業界からの課徴金で約半分を、メディケア・メディケイドの効率化や給付削減（支出が目標増加率を超えた場合に支出削減のための勧告を議会に対して行う独立メディケア諮問委員会の設置が含まれる）で約半分をまかなう。

## ●ヘルスケア改革：対中国セーフガードやアフガニスタン政策を総動員

### ○中国製輸入タイヤへの通商法421条セーフガード(緊急輸入制限)発動(2009年9月)

- 〔背景〕 ⇒現行の4%に加えて1年目35%、2年目30%、3年目25%が追加で課税。
- ⇒ブッシュ政権期6件あった申請、大統領はいずれも発動せず。オバマ政権で初の申請、政権の自由貿易度を測る“リトマス試験紙”と呼ばれた。
- ⇒同月末、米国でG20金融サミットを控えた時期。保護貿易主義との対峙を公言してきたオバマ政権の対応としては意外感・・・

- 〔舞台裏〕 ⇒ヘルスケア改革法案から、当初の目玉であった公的保険の新設が困難な情勢に。
- ⇒民主党支持母体の労働組合の求める野心的内容から、法案はトーンダウンへ
- ⇒労働組合(および関連議員)のヘルスケア改革への支持を維持するうえで、ヘルスケア改革とは別の、彼らが望む政策を実現する必要あり。その一つがセーフガード発動。

### ○アフガニスタン増派+2011年7月からの撤退開始、大統領演説(2009年12月)

- ⇒増派に反対する民主党内リベラル層の支持をつなぎとめておくため、出口戦略にも触れる



## エネルギー・気候変動政策

### ●エネルギー・気候変動対策法案の現状と見通し

◆2009年以降、エネルギー・気候変動法案が相次いで議会下院に提出されているものの、民主党は法案可決に必要な60議席を持たず共和党との協力が不可欠であったこと、2010年は中間選挙の年で審議日程が十分に取れなかったこと、また、2010年4月に発生したメキシコ湾原油流出事故を受け沖合石油・ガス開発に対する懸念が増すなど調整が進まず、法案可決の見込みが立っていない。

◆オバマ大統領は、包括的なエネルギー・気候変動対策法案の成立を目指しているが、中間選挙でビジネス界の支持を受ける共和党が躍進したことから、産業界に負担懸念のある排出量取引など気候変動対策を含む法案の早期成立は難しいとみられる。

◆ただし、オバマ大統領は2011年1月の一般教書演説で「2035年までに電力のエネルギー源の80%をクリーンエネルギーで賄う」との目標を立てたように、引き続き環境・エネルギービジネスは新産業の核との位置づけ。

## ●気候変動対策法案の行方

### ●ハードルは一層高く・・・

- 景気回復が覚束ないタイミングでやるのか、回復が腰折れにならないか
- エネルギー集約度の高い産業の競争力をそぐ
- 中国、インドらが排出削減を約束しないのに、なぜ米国が自らの手足をしぼるのか
- 共和党の環境意識高い議員の指示を得られるか(例:マケイン上院議員)
- 米国内での気候変動問題に対する意識の低さ(人為的な問題なのか)

2009年5月発表のギャロップ社の国際世論調査

「地球温暖化は人間の活動が原因か」→米国では「Yes」が49%

(※「Yes」の上位は韓国92%、日本91%。下位は中央アジア、アフリカ諸国が中心。)

- そもそも気候変動対策よりもすることがあるのではないか

貧困の克服を目指す国際NGOのオックスファム

先進国が気候変動対策のため500億ドルを投じると、450万人の子供たちが死に、エイズ治療にアクセスできるようになる人が860万人減る。そしてその資金をCO2の排出削減のために使っても、下げられる気温は今後100年間に華氏1,000分の1度にすぎない

### ●賛否をめぐり、一部企業の米国商工会議所からの脱退騒動も

☆アップルの他、電力大手のエクセロン、PG&E、PNM Resourcesの4社

## ●気候変動対策法案の行方：法案審議状況

- 09年6月 ワックスマン・マーキー法案 下院本会議通過  
(219対212。民主党議員44名が反対票)

・CO2を20年までに05年比で  
▲17%。  
・広範な産業をC&Tの対象に。

- 09年11月 ケリー・ボクサー法案(WM法案とほぼ同内容)  
上院環境・公共事業委通過  
(共和党がボイコットする中での強行採決)

・CO2を20年までに05年比で  
▲20%。  
・広範な産業をC&Tの対象に。

- 以降、上院のケリー議員(民主)、グラハム議員(共和)、リーバーマン議員(独立民主)が妥協案を模索。

09年12月 COP15: 次期枠組み合意に失敗。(米国、CO2を20年までに05年比で▲17%と表明)

- 10年4月24日 グラハム議員が法案支持からの離脱を表明。

- 5月12日 ケリー・リーバーマン新法案発表

・CO2を20年までに05年比で  
▲17%。  
・共和党を意識し、沖合掘削、原子力、CCSなどで新措置

- 7月27日 リード上院院内総務、夏季休会前の採択を目指し、新法案(原油流出対策+EV及び家庭の省エネ推進)発表

→仮投票の結果、全共和党議員+民主党議員2名が反対

- 2010年末をもって、一旦法案はすべて廃案に。

## 米温暖化対策法案下院通過 (09年6月26日)

項目	概要
法案種別	下院エネルギー・商業委員会による提案 (ヘンリー・ワックスマン同委員長とエドワード・マーキー・エネルギー・環境小委員長による共同提案)
法案名	2009年米国グリーンエネルギー安全保障法案 (法案番号:H.R. 2454) (通称:ワックスマン・マーキー法案)
立法段階	<ul style="list-style-type: none"> <li>下院本会議を通過。</li> <li>民主党は8月中の下院本会議での可決を目指していたが、余裕をもって目標を達成。</li> </ul>
立法過程・経緯	<ul style="list-style-type: none"> <li>野党共和党は、キャップ・アンド・トレードはエネルギー価格上昇を招き、経済に重大な悪影響を与える名前を変えた税金だとして、一貫して強い反対姿勢を保った。</li> <li>民主党は、法案を成立させることが最優先であるとして、各条項で妥協を図った(CO2排出基準の緩和、排出権の一部無償割り当て、再生可能エネルギー由来電力比率の緩和、など)。</li> <li>下院での採決結果は、賛成219、反対212の僅差で、44人の与党民主党議員が反対票を投じた。野党共和党からの賛成は8人にとどまった。</li> </ul>
法案の主要点	<p><b>キャップ・アンド・トレード制度の導入:</b> キャップ・アンド・トレード制度を導入し、それに基づき、政府が、対象部門に対する温室効果ガスの排出限度を設定し、企業・組織にその排出枠を与え、それらが排出枠を市場で自由に売買できるようにする。</p> <p><b>温室効果ガス排出基準(対象部門):</b> 2012年に2005年比3%減;2020年に17%減;2030年に42%減;2050年に83%減。</p> <p><b>温室効果ガス排出基準(国全体):</b> 2012年に2005年比3%減;2020年に20%減;2030年に42%減;2050年に83%減。</p> <p><b>排出権の一部の無償割り当て:</b> 当初、排出権の約85%を無償で割り当てる: 配電会社30%;セメント、鉄鋼、ガラスほか重工業15%;天然ガス配送会社9%;先進技術による自動車メーカー3%;石油精製業2%など(オバマ大統領は当初すべての排出権の売却を望んでいたが、現在の姿勢はより柔軟)。</p> <p><b>電力会社に対する炭素捕捉・貯蔵のボーナス排出枠:</b> CO2補足・貯蔵を行う電力会社は、1,000億ドルまでのボーナス炭素排出枠を得ることが可能。</p> <p><b>電力会社に対する再生可能エネルギー割合とエネルギー効率基準:</b> 電力会社は2020年までに、発電電力の15%を再生可能エネルギー源から得、5%のエネルギー効率改善を達成しなければならない。</p> <p><b>温暖化ガス排出のグリーン・プロジェクトへの投資による相殺:</b> 企業は年間20億トンまでの温暖化ガス排出を、米国内外の「グリーン・プロジェクト」(熱帯雨林の保存など)への投資によって相殺可能。</p> <p><b>「グリーンエネルギー・バンク」の創設:</b> クリーンエネルギー技術を利用したプロジェクトを促進する直接融資と政府融資保障を提供するため、エネルギー省内にグリーンエネルギー・バンクを創設する。</p> <p><b>連邦エネルギー規制委員会(FERC)の権限強化:</b> 天然ガスと炭素市場の操作を捜査できるよう、FERCの権限を強化する。</p>
今後のステップ	<ul style="list-style-type: none"> <li>法案は上院に送られるが、上院の対応案も作成される予定であり、ハリー・リード上院院内総務(民、ネバダ州)は今秋までには法案の審議を開始したいと述べている。共和党あげての阻止および民主党員でも石炭、石油・化学、電力、重工業を抱える州選出の議員の反対は強く、法案審議の進捗は不透明とされる。議事妨害を避けて法案通過を確実にするには60票の賛成票が必要。</li> <li>09年中の上院本会議通過は難しいとの見方も根強い。</li> </ul>
今後の課題	<ul style="list-style-type: none"> <li>強い上院での抵抗の克服。</li> <li>09年12月のコペンハーゲン会議(COP15)までに温暖化対策法案が整わない場合の米国のリーダーシップの発揮の仕方。</li> <li>中国を中心とする途上国およびEUなどによる米国に対するより強い要求への対処。</li> </ul>

## クリーンエネルギー雇用および米国発電法案(上院案)

項目	概要
法案種別	上院外交委員会、環境・公共事業委員会による提案 (ジョン・ケリー外交委員長とバーバラ・ボクサー環境・公共事業委員長による共同提案)
法案名	「クリーンエネルギー雇用および米国発電法案」(法案番号:S.1733)
立法段階	・2009年9月30日上院に提案
立法過程・経緯	・下院での「2009年米国クリーンエネルギー安全保障法案(法案番号:H.R.2454)」の可決を受けて、上院でも法案策定に着手
法案の主要点	<ul style="list-style-type: none"> <li>・国の経済全体としての排出削減目標として、12年に05年水準の3%、20年に20%、30年に42%、50年に83%削減。(下院案と同じ)</li> <li>・キャップ・アンド・トレード(C&amp;T)の対象事業の削減目標は、国全体の削減目標と同じ20%削減。(下院案を上方修正)無料割当量に関しては具体的明記なし。今後の議場での審議で固める方向。</li> <li>・再生可能ポートフォリオ基準(RPS)については、盛り込まれていない。代わりに、義務的なRPSを設けている州の再生可能エネルギー関連プロジェクトに対するグラント制度等を創設。</li> <li>・エネルギー集約的かつ貿易競争に晒されている産業の支援については、環境保護局(EPA)長官が、対象となる産業を指定し、無償の排出枠を割り当てるプログラムを策定する。(下院案と同じ)</li> <li>・貿易措置に関しては、「われわれが国際的に負っている義務に整合的で、エネルギー集約的かつ貿易競争に晒されている産業への排出枠割当の条項と合わせて機能するような貿易措置を含む貿易関連規定が当該法案に盛り込まれるべきというのが上院の認識である(it is the sense of the Senate)」との文言が置かれており、必要性を認めつつ、具体的内容は議場の審議に任せるという向き。</li> <li>・国務長官は、経済協力開発機構(OECD)に加盟していない5大排出国の気候変動・エネルギー政策に関する年次報告の作成や議会・国民への報告を行うべき旨が規定されており、法案成立後も中国やインドなどの気候変動対策の動向を注視して行く仕組みが盛り込まれている。</li> <li>・低所得者に対する電力料金上昇の影響を相殺するなど、消費者保護のために排出枠の売却利益を活用する旨が規定されたほか、本法案の影響により職を失った労働者を支援する規定が盛り込まれた。</li> </ul>
今後のステップ	・ハリー・リード上院院内総務は、「速やかに審議に移りたいものの、議会は現在医療制度改革の審議で手一杯のため、年内の審議開始は難しいかもしれない」とコメント。
今後の課題	・上院内での反対派の説得。

## ●Green意識を改める米国

○環境保護庁(EPA)は2009年4月17日、「温室効果ガスは公共の健康や福利厚生を脅かす」との見解を発表

→温室効果ガスとして、二酸化炭素(CO<sub>2</sub>)を含む「6種類のガス」を指定。  
CO<sub>2</sub>のほかには、メタン、窒素酸化物、ハイドロフルオロカーボン、パーフルオロカーボン、六フッ化硫黄。

規制拡大そして産業界等へのコスト負担増大の潜在性からして、「歴史的決定」。

### <これまでの経緯>

- ・ 米国の大気質・大気汚染の規制はEPAのもと、大気浄化法(Clean Air Act:CAA)に基づき管理。同法は数百種類の大気汚染物(Air Pollutants)を指定し、その規制基準を定めている。
- ・ 温室効果ガス、特に二酸化炭素(CO<sub>2</sub>)が大気汚染物であるかどうか、これまでの議論の的だった。
- ・ マサチューセッツ州をはじめ12州と環境保護団体が、「EPAは、CAAに基づきCO<sub>2</sub>規制を行うべき」と提訴。最高裁は2007年12月、「EPAはCAAに基づいて自動車のCO<sub>2</sub>排出が公共の健康や福利厚生を脅かす大気汚染物に相当するかどうか、科学的根拠に基づいて判断を下さなければならない」と判決。
- ・ ブッシュ前大統領は、産業界への配慮から「CO<sub>2</sub>はCAAの下での規制対象にならない」との姿勢を貫徹。

○しかし、2010年11月の中間選挙で下院で多数を獲った共和党は、EPAによる排出規制が“行き過ぎていないか”積極的に監督していく姿勢(フレッド・アプトン下院エネルギー商業委員長〔共和、ミシガン州〕)。

## したたかな米国の環境戦略: エネルギー省先進研究プロジェクト局・エネルギー (Advanced Research Projects Agency-Energy: ARPA-E)立ち上げ



- ・ 2007年に創設が認められ、2009年に正式に予算化(米国再生・再投資法に基づく景気対策の一環)。当初予算は4億ドル。11年は3億ドルを要求。モデルはインターネットの原型を考案した国防総省傘下の国防高等研究企画庁(DARPA: Defence Advanced Research Project Agency)。
- ・ (1) 画期的発見をイノベーションに結びつける事業、(2) 民間企業ではリスクが高くて手を出せない革新的技術に資金を提供する。
- ・ ARPA-Eの補助対象事業は2009年10月に第一次申請が終了、現在第二次申請が開始。

「国防総省のDARPAは、“スプートニク”後にアイゼンハワー大統領が設立した。ハイリスク・ハイリワードの研究に取り組み、インターネットやステルス技術、GPSなどを実現した。

ARPA-Eも、ハイリスク・ハイリワードの研究に取り組む。再生可能エネルギーは利益を生みださなければならない。このプログラムによって、研究者や起業家のクリエイティビティが解放されることを確信している」

—オバマ大統領、全米科学アカデミーにて、2009年4月27日

## 米国のエネルギー政策：バイオ燃料 その1

- ◆「エネルギー自立・安全保障法」(新エネルギー法)に基づく再生可能燃料基準の最終規則(RFS2)が2010年7月1日施行された。同規則により、2022年に360億ガロン(うちトウモロコシなど従来型エタノールは上限150億ガロンまで)の再生可能燃料の使用が義務付けられた。
- ◆義務量は年別に定められており、2010年の総義務量は129.5億ガロン、このうち従来型は120億ガロン。2011年の総義務量は139.5億ガロン、従来型は126億ガロン。



## エネルギー政策：バイオ燃料 その2

### ◆ガソリンへのエタノール混合比率の引き上げ

#### ＜バイオガソリンの混合比率＞

- ・ 現在、ガソリンへのエタノール混合比率は10%までと定められているが、環境保護局(EPA)は2010年10月13日、2007年以降に生産された車両に対し、15%混合(E15)を許可すると発表。
- ・ 実際の導入には、誤給油を防ぐための対策や関連する制度改正など必要なことから、相応の時間を要する見込み。
- ・ EPAは、2001年から2006年に生産された車両に関する追加検査の結果を経て、11年1月21日、15%の混合を許可すると発表。  
(注)イリノイ州のE10普及率は90%超
- ・ エタノール85%混合(E85)は、FFV(Flex-fuel Vehicle)に使用可能であるが、車両の普及エリア(東・西海岸)とガソリンスタンドの配置エリア(中西部)のミスマッチ解消が、今後の普及への課題。

## エネルギー政策：バイオ燃料普及政策 その3

### ◆バイオエタノール

- ・ 2010年末で期限を迎えた税制優遇策の延長を求め、エタノール業界、グロース・エナジー等の団体がロビー活動を活発に行った結果、12月17日に成立した大型減税措置の一環として、2011年末までの同措置延長が決定。

(注) 税制優遇策の内容は、エタノールブレンダーの減税措置45セント／ガロン、  
輸入関税54セント／ガロン。

- ・ 連邦政府の財政負担は約50億ドル。
- ・ 優遇策が失効した場合の供給・雇用への影響を考えると、複数年または単年度での延長が想定されるものの、飼料を利用する一部の農業団体は強い反対の意を示している。

### ◆バイオディーゼル

- ・ 2009年末で税制優遇策は失効。同措置の失効を受け、バイオディーゼル生産プラントの稼働は大幅に低減。
- ・ 業界団体は、1ドル／ガロン優遇策の延長を求めているものの、延長される可能性は高くない。

# ブリテッシュ・ペトロリアム (BP) のメキシコ湾原油流出事故の被害と影響

## ◆BP社原油流出事故の概要： 未曾有の大惨事

- ・ 2010年4月20日、米国メキシコ湾で原油流出事故が発生。約5カ月経った9月17日に井戸を完全閉鎖し、流出事態は収束した。
- ・ 今回の事故で、11名が死亡。原油流出量は約490万バレル(うち、回収は約80万バレル)と未曾有の大惨事となった。

(注)490万バレルの量は、米国の一日の消費量の約4分の1に相当、日本の一日の消費量よりも多い大量の原油が流出した。

## ◆事故の影響

- ・ 2010年12月末現在、BPの損害額は、209億ドルに達している。
- ・ 事故補償基金としての200億ドルの資金拠出や今後発生が見込まれる各種法律に対する罰金や訴訟等への支払い等を含めると、事故による損害額は合計500～600億ドルに達するとみられる。

# BPのメキシコ湾原油流出事故の 被害と影響 その2

## ◆事故の影響

- ・ BPは資金確保のため世界各地で資産売却を進めている。これまでBPは約200億ドルの資産売却を行っており、2011年末までに計300億ドルの資産売却を進める計画。
- ・ 米国政府は5月下旬以降、500フィート以上の深海での石油開発を禁止。その後、10月12日に禁止令を解除する旨発表。
- ・ 今後、各種安全基準の追加・強化により、深海での石油開発は数%のコストアップとなる見通し。
- ・ 政治的には、中間選挙では全国的な争点にならず。沿岸地域に流出原油が大量に漂着する最悪シナリオを回避できたのが幸い。BP社のロビー活動も奏功。但し、オバマ大統領にとって、初動態勢の遅れ、責任をBP社にだけ押し付ける姿勢、現地入りの遅れなどが共和党、メディアから批判の対象となった。

## ● 労働政策：労働組合の組織化法案一 在米日系企業の懸念

### ○従業員自由選択法案(カードチェック法、EFCA: Employee Free Choice Act)

- これまでの無記名式の投票ではなく、カードや嘆願書に署名するだけで組合の組織化が可能に。この結果、従業員の投票による過半数の賛成がなくとも、組合結成推進派の従業員が同僚の署名を集めて回るだけで、組合の結成が可能に。
- 産業界は労働組合の組織化を容易にし、負担増に繋がることから反対。第112議会での取り扱いが焦点。オバマ大統領は上院議員時代に、他の民主党議員45名とともに共同提出者に連名。
- 「組合化が進んでいない在米外資系企業は、組合化されている米企業に比べてコスト面で優位に立つため、競争条件が不平等である」との議論あり。

オバマ政権発足後、景気対策、金融安定化、ヘルスケア改革、金融規制改革等、大型案件が続く中で、従業員自由選択法案は十分に扱われず。

2011年からは議会でビジネス寄りの共和党勢力が増すことで実現は一層困難に

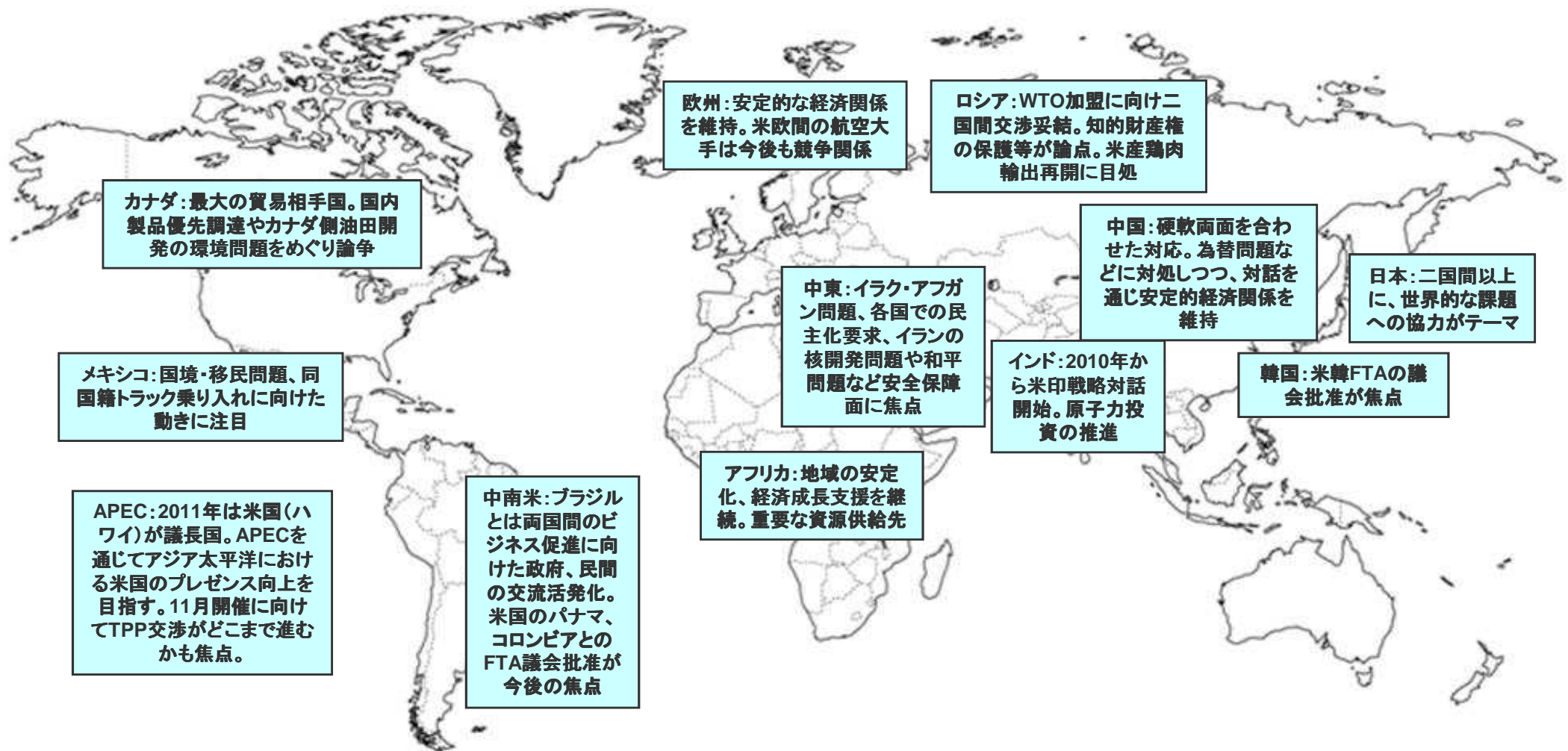
## 第4章

# オバマ政権の対外・通商政策

## —対アジア、日本、中国政策—

## ● 米国オバマ政権の主要地域別対外経済政策

☆オバマ政権の対外経済政策は、輸出倍增計画(NEI)の下で、輸出市場の開拓に主眼を置きつつも、地域情勢の安定化など戦略的な政策とのバランスで構築されている。



## ● 通商政策：2010年大統領通商政策課題～市場開拓と執行強化～

通商代表部(USTR)が2010年3月「2010年大統領通商政策課題および2009年年次報告」を議会に提出

至上命題：「貿易による雇用創出」

交渉ツールはWTOがベース

・批准待ちのパナマ、コロンビア、韓国とのFTA、環太平洋横断戦略的経済連携協定(TPP)に注力するが基本はマルチ

しかし、WTOの動きは低調。雇用拡大の文脈ではFTA、TPPに注目が移りつつある

### 新興市場の開拓

- ・アジア太平洋が今後の中核と位置付け
- ・BRICsにも引き続き注目
- ・中国との合同商業貿易委員会(JCCT)、戦略・経済対話(S&ED)を通じての問題解決に関心

### 通商法の執行強化

- ・自由貿易協定(FTA)の労働と環境条項の順守状況の監視強化
- ・非関税障壁(衛生・植物検疫措置[PSP]、貿易の技術的障壁[TBT])への対応

⇒“**バイヨリマルチ**”、“**通商法の執行強化**”の姿勢は崩さず、09年のアジェンダから大きな変化なし。

⇒但し、“**貿易による雇用の創出**”を最前面に出し、“**新興市場の開拓**”に意欲を示す。



## 2011年の通商政策の見通し

### 国家輸出計画を再度強調、批准待ちのFTA法案の可決にギア

#### ◆「国家輸出計画」：輸出倍増計画の推進

○オバマ大統領は、「国家輸出計画」(National Export Initiative)を、2010年1月の一般教書演説で提唱。2009年実績で、1兆5,700億ドルの米国輸出を今後、5年間で倍増する野心的な計画。200万人の雇用創出を掲げる。

#### ○カーク通商代表(USTR)による「オバマ政権の通商政策3原則」

- ①外国に公正で自由な貿易を求める。
- ②外国市場の閉鎖性を撤廃する。
- ③不公正貿易慣行を阻止するため通商法を厳格に執行する。

○2011年の一般教書演説で再度「国家輸出計画」の重要性を強調、未批准のFTAおよびアジア大洋州との自由貿易交渉、WTOドーハラウンドの推進の必要性を説く。

・韓国、パナマ、コロンビアとの自由貿易協定(FTA)批准に向けて可能な限り早期に法案可決を促すことを言明。

・TPPを念頭に置き、アジア大洋州との自由貿易交渉の推進に言及。11月にハワイで開催予定のAPECで何らかの合意発表がある見込み。

・ただし、今後必要とみられる大統領貿易促進権限(TPA、2007年7月に失効)復活への言及はなし。

## ● 通商政策：2011年に進展が見込まれる未批准のFTA

・ 2007年5月、ブッシュ政権と議会民主党、「新通商政策」で合意。

→以後議会批准するFTAに、以下の遵守を義務付け

### ①国際労働機関(ILO)の定める国際労働基準、②多国間環境条約

・ブッシュ政権はペルー、コロンビア、パナマ、韓国との成立目指すも、米側批准が完了したのはペルーのみ。

・オバマ政権に移行した2009年以降も、景気対策、医療保険制度改革などに押されて通商政策は後回しに。

締結済みながら、批准待ちのFTA	加盟国・地域	段階	時期
米国・コロンビア自由貿易協定(Trade Promotion AgreementとUSTRは発表)	米国、コロンビア	締結済(批准待ち)	・2006年12月調印。 ・2007年6月再合意。
米国・韓国自由貿易協定	米国、韓国	締結済(批准待ち)	・2005年2月事前実務者協議。 ・2006年6月交渉開始。 ・2007年4月合意。 ・2007年6月調印。 ・2010年12月自動車に関する条項につき再合意。
米国・パナマ自由貿易協定	米国、パナマ	締結済(批准待ち)	・2006年12月調印。 ・2007年6月再合意。

(出所)米国通商代表部(USTR)資料などから作成(2011年2月現在)。

(注)FTA発効までのプロセスは通常、政府間交渉⇒交渉妥結(協定締結)⇒それぞれの国での批准⇒発効となる。

しかし…

○韓国→米側が懸念していた、自動車の貿易に関する条項につき2010年12月、韓国側が譲歩する形で再合意。

○コロンビア→米側が懸念していた、労組幹部への暴力問題につき、ウリベ前政権、サントス現政権で、状況が改善。

○パナマ→米側懸念していた、パナマの税制につき2010年11月、両国が税情報交換協定に署名(発効はまだ)。

…これらの事態を受けて、2011年には批准に向けた進展が見込まれる。

## アジア太平洋地域政策：東アジア共同体に懐疑的 APEC、環太平洋FTA重視を鮮明に

- ◆ 米国を除外する東アジアでの経済統合の進展、FTA構想(ASEAN+3、ASEAN+6)に懸念。東アジア共同体構想を警戒し懐疑的姿勢。

(注)・ASEAN(東南アジア諸国連合):

タイ、シンガポール、インドネシア、フィリピン、マレーシア、ブルネイ、ベトナム、ミャンマー、ラオス、カンボジアの10カ国で構成。

・ASEAN+3(日本、中国、韓国)

・ASEAN+6(日本、中国、韓国、インド、豪州、ニュージーランド)

- ◆ APEC(アジア太平洋経済協力)の意義を評価し再活性化に向け、APECワイドのFTA(FTAAP)を提唱。

- ◆ 構成国・地域の違いに留意:

ASEANにはミャンマーが含まれる。米国はミャンマーの人権抑圧を問題視。APECには台湾が含まれる。FTAAPで米国は台湾への配慮を意識。米国はインドのAPEC加盟に難色。

## アジア太平洋地域政策 その2

### 環太平洋戦略経済連携協定(TPP)重視を打ち出す

- ◆2011年のAPECは、2010年の議長国・日本に続き、米国が議長国を務める。開催地は、オバマ大統領の生地ハワイに決定。開催期間は、2011年11月12日～13日。
- ◆オバマ政権は、「環太平洋戦略経済連携協定(TPP)」交渉を、手詰まり状況が続くアジア太平洋地域における通商政策の突破口にする意図。APECハワイ首脳会議での目玉に仕立てる戦術。
- ◆**TPP: Trans-Pacific Economic Partnership Agreement**  
(環太平洋戦略経済連携協定)の略。
- ◆TPPは、シンガポール、ニュージーランド、ブルネイ、チリの4カ国が2006年に発足させた経済連携協定。発効後10年以内の関税撤廃を目指す。
- ◆米国、オーストラリア、ベトナム、ペルー、マレーシアが協議に参加。合計9カ国の協議体に発展している。ほぼ全ての関税の撤廃、農業分野を含むなど、交渉のハードルは高い。

## 通商政策：自動車に関する再合意を受けて、 米韓FTAの批准が視野に

(1) 米韓FTA(KORUS)：2007年4月交渉妥結。6月調印。2010年12月再合意。

### ◆米国のアジア諸国との自由貿易協定(FTA)交渉

- ・物品、投資、サービス、知的財産、政府調達等を含む包括的なNAFTA型のFTA。
- ・物品では、米国は100%、韓国は99.3%の関税撤廃。韓国の除外品目はコメのみ。
- ・自動車は関税撤廃、排気量基準税制、排出量許容基準改定。
- ・投資・サービスはネガティブ・リスト、最恵国待遇規定を採用。
- ・米韓FTA締結に対して、米国の製造業界、サービス業界は歓迎。
- ・韓国は影響を被る牛肉、豚肉、果物業界を対象に特別支援法を制定。

### ◆2010年12月、米国の対韓自動車輸入関税の撤廃期限の延長、韓国車の輸入急増に対する米国の特別セーフガード導入、米国の対韓輸出自動車のうち2万5,000台を上限にそれらが米国内の安全基準を満たしている限り、韓国の安全基準の適用を除外、などを主な内容とする再合意がなされる。

→米自動車メーカー、米商工会議所などは交渉成果を称賛。

### ◆韓国の牛肉市場の開放につき進展がなかったことを受けて一部議員が反発を強めているが、2011年の一般教書演説でオバマ大統領は「出来る限り早く法案を可決するよう議会に要請する」と表明。

## 米韓FTAが発効すると日本に影響

- ◆2010年12月3日、米国・韓国政府は2007年の米韓FTA合意内容の修正で合意に達したと発表。懸案の自動車分野で米国は関税を即時撤廃せず、現行の乗用車に対する関税率2.5%を協定発効後4年間維持。5年目に撤廃。トラックの関税率25%を8年間維持。その後3年かけて撤廃する内容。加えて、関税撤廃後10年間発効可能な「特別自動車セーフガード条項」を導入する。
- ◆韓国は、乗用車に対する関税率8%を即時撤廃せず、4%に引き下げ、その後5年目に撤廃する。月齢30ヵ月未満に限定した牛肉輸入の開放は合意に到らず。ボーカス財政委員長(モンタナ州)等の有力議員は不満を表明。
- ◆オバマ大統領は、今回の合意は米国の対韓国輸出を最大で110億ドル増加し、少なくとも7万人の雇用を拡大すると強調。早期の批准、発効を目指す考え。
- ◆米韓FTAが発効すると、1994年に発効した北米自由貿易協定(NAFTA)以来の大型FTAになる。日本は関税面で競争が不利な状況に置かれる。
- ◆米国と韓国のFTA内容は、仮に日米FTA交渉が将来行われる場合、米国がモデル・ケース(雛形)とする。FTA交渉分野が重複・類似するので注意を要する。

## 中南米とのFTA： パナマ、コロンビアとのFTAが 批准待ち。米国議会の懸念点が徐々に改善へ

- ◆米州自由貿易地域(FTAA)構想が交渉挫折して以降、米国は二国間のFTAに注力。
- ◆コロンビア、パナマとのFTA：  
民主党議会は、労働・環境規定の強化を要求
  - ①パナマとのFTA： 2006年12月に交渉妥結、労働分野の修正を経て2007年6月に調印。批准待ちの状態。  
→2010年11月米国との間で税情報交換協定(TIEA)に署名。
  - ②コロンビアとのFTA： 2006年2月に交渉妥結、11月に調印。  
2007年6月に労働分野の修正協議に合意。批准待ちの状態。  
米国議会は、コロンビアの人権問題を問題視。  
→ウリベ前政権、サントス現政権下で暴力問題を厳しく取り締まり。事態は大きく改善。

# ● 09年秋以降、雇用の拡大期待から輸出に関心。守りから攻めへ

☆米国製品・サービスの輸出促進、通商分野では超党派の理解を得やすい稀有な目標

- ・主役は中小企業、具体策は①資金繰り支援、②輸出管理規則の緩和、③商務省関連部局の機能強化等。
- ・上院中小企業・企業家委員会、財政委員会を中心に中小企業支援に向けた関連法案作成の機運が高まる。

## 守り・・・貿易による雇用喪失を防ぐ

☆バイアメリカン条項

☆WTO提訴

☆国内法に基づく通商救済措置(AD、CVD)

☆通商法421条、セーフガード(緊急輸入制限)

☆その他、保護貿易主義的措置  
(米国が08～09年に実施した保護的措置)

## 攻め・・・海外に売って国内産業を強化

☆輸出促進活動

(人材育成、輸出企業への融資、商務省の支援サービス強化、輸出管理規則の緩和等)

☆海外への市場開放要求(WTO提訴、貿易障壁報告書、知的財産権の保護要求等)

表 セキュリティ確保に重点を置いた政策の例

施行時期	概要
2008年12月	<b>改訂レイシー法の運用開始</b> 植物の不法伐採および不法に伐採された植物やそれにより作られた製品の取引を防止するために、指定された植物およびその製品の輸入に際しCBPIに輸入申告書の提出を義務付けるもの。
2008年12月	<b>外国投資委員会(CFIUS)に法的裏付けを付与</b> 安全保障の観点から、国内資本買収を審査する省庁横断組織であるCFIUSは、政権の裁量で運営されるのではなく、法に明記された機関となり、審査に伴う意思決定も各委員の署名をもって行うなど、法律に基づく存在となった。
2009年1月	<b>「10+2ルール」暫定最終規則の試行</b> 米国向け海上貨物に関して、輸入者に10項目、船主に2項目の事前情報の申告を求めるもの(2010年1月26日から罰則を伴う完全実施開始予定)。
2009年2月	<b>2009年米国回復・再投資法(ARRA)におけるバイアメリカン条項</b> 同法に基づいて実施される、公共工事および公的建造物の建設、改築、メンテナンス、修復に用いられる鉄鋼と一般製品が、米国製であることを義務付けるもの(適用除外条項あり)。
2009年3月	<b>義務的原産地表示制度(COOL)の施行</b> 食肉など一部食品の原産地表示と表示の根拠となる記録の保管および提出を義務付けるもの。
2009年6月	<b>畜肉含有食品に対する輸入規制</b> 米国に輸入されるすべての畜肉製品(畜肉エキス含有量2%未満の製品含む)についてFSISの検査を義務付けるもの。FSISは、畜肉製品の輸出国が米国への輸出可能な国のリストに含まれているかどうか、また、畜肉製品が「適格施設」で生産されたものかどうかを確認した上で、輸入の可否を決める。

[出所] 連邦官報、米国税関国境保護局(CBP)、米国農務省動植物検疫局(APHIS)、米国農務省食品安全局(FSIS)ウェブサイトなど各種資料を基にジェトロ作成。



## ● 「5年間で輸出を倍増」と公約

オバマ大統領: 2010年1月27日の一般教書演説(翌2011年1月25日の一般教書演説でも強調)



米国は今後5年間で輸出を倍増し、それに伴い200万人の雇用を創出する。  
そのために国家輸出イニシアチブを立ち上げる。

オバマ大統領: 3月11日に「国家輸出戦略」の骨格を発表

### 国家輸出戦略の概要



重点地域はアジアを中心とした新興国。中国、インド、ブラジル、メキシコ、サウジアラビアなど。

項目	主体	具体的内容
1. 中小企業の輸出促進	輸出促進閣僚会議・構成員	新規輸出業者への情報提供、技術支援や既存輸出業者の新たな輸出機会の特定を支援
2. 連邦政府による輸出支援	輸出促進閣僚会議・構成員	現在、使用可能な連邦政府による輸出支援施策の活用促進
3. 貿易ミッションの拡充	商務長官	州・地方政府や民間部門も参加する連邦政府主導の貿易使節団を積極化し、輸出を促進
4. 貿易支援	輸出促進閣僚会議・構成員	商務省・貿易支援センターとも連携し、政府の貿易支援(相手国政府への取引慣行、制度改善要求など)充実に向けた施策を実施
5. 輸出信用の拡充	米国輸出入銀行頭取	中小企業への輸出信用枠拡大に向け必要な施策を実施
6. 世界経済の不均衡是正	財務長官	G20財務相会議などの場を通じて均衡のとれた力強い世界経済の成長を促進
7. 貿易障壁の引下げ	通商代表部	製造業、農家、サービス企業の市場アクセスを改善するため、新たな市場の開放、貿易障壁の引き下げ、通商協定の強化を実施
8. サービス輸出の促進	輸出促進閣僚会議・構成員	サービス貿易の拡大に向け、政策や輸出促進策などの枠組みを構築

(出所)ホワイトハウス

## ● 高額製品の輸出機会を増やすための環境整備に余念無し



2010年3月11日のオバマ大統領演説

- ①暗号機能を持つ携帯電話やネットワークストレージ機器の事前審査にかかる期間を、現在の30～60日から30分へと短縮する、
- ②一部の企業向け輸出の事前審査を簡略化する

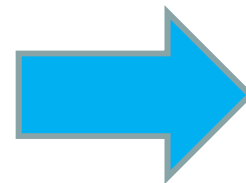


ゲーツ国防長官：輸出管理制度の改革案を発表（2010年4月20日）

（既存の輸出管理制度が）有害となる輸出を抑え、有用となる輸出を促すという、根本的な役割を果たしていない

一元化

- ・ 輸出対象品目リスト、ライセンス機関
- ・ ITシステム、執行・調整機関



**輸出手続きの簡素化**



インドへの輸出管理規制を緩和することで合意（2010年11月8日）

- ・米商務省の管理リストからインドの宇宙・貿易関連企業9社を除外。
  - ・米輸出管理規則におけるグループD国（注1）からインドを除外。
  - ・代わりにインドをミサイル技術管理レジーム（注2）参加国で構成されるグループA国に加入。
- （注1）当該国への輸出に関し、輸出許可証が必要となる国。  
（注2）大量破壊兵器の運搬手段であるミサイル及び関連汎用品・技術の輸出管理体制

2011年1月25日  
商務省発表

発効済みFTA	加盟国・地域	段階	時期
北米自由貿易協定 (NAFTA)	米国、 カナダ、 メキシコ	発効済	・94年1月1発効。 (89年1月発効の米加FTAを継承し、墨を追加。)
米国・イスラエル自由貿易協定 (USIFTA)	米国、 イスラエル	発効済	・85年4月調印。 ・85年9月1日発効。
米国・ヨルダン自由貿易協定	米国、 ヨルダン	発効済	・2000年10月24日調印。 ・2001年12月17日発効。
米国・チリ自由貿易協定	米国、チリ	発効済	・2000年12月交渉開始。 ・2002年12月合意。 ・2003年6月調印。 ・7月議会可決、9月大統領署名。 ・2004年1月発効。
米国・シンガポール自由貿易協定	米国、 シンガポール	発効済	・2000年11月交渉開始。 ・2003年5月調印。 ・2004年1月発効。
米国・豪州自由貿易協定 (AUSFTA)	米国、豪州	発効済	・2003年3月交渉開始。 ・2004年2月合意。 ・2004年5月調印。 ・2005年1月発効。
米国・モロッコ自由貿易協定	米国、モロッコ	発効済	・2003年1月交渉開始。 ・2004年3月合意。 ・2004年6月調印。 ・米国側7月批准、モロッコ側2004年1月批准。 ・2006年1月発効。
米国・バーレーン自由貿易協定	米国、 バーレーン	発効済	・2004年1月交渉開始。 ・2004年8月調印。 ・2006年8月発効。
米国・中米・ドミニカ共和国自由貿易協定 (DR-CAFTA)	米国、コスタリカ、エル サルバドル、グアテマ ラ、ホンジュラス、ニカラ グア、ドミニカ共和国	発効済	・2003年1月交渉開始。 ・2003年12月コスタリカを除く4か国と米国が合意、2004年1月末に米国とコスタリカも合意。 ・2004年5月に調印、しかしドミニカ共和国がCAFTAに加わることになったため、8月米国と中米・ドミニカ共和国の計7か国の間でCAFTAが再調印。 ・2005年11月までにコスタリカを除く6か国で批准。 ・エルサルバドル(2006年3月)、ホンジュラスおよびニカラグア(2006年4月)、グアテマラ(2006年7月)、ドミニカ共和国(2006年11月)
米国・オマーン自由貿易協定	米国、オマーン	発効済	・2005年10月合意。 ・2006年9月議会批准。 ・2009年1月発効。
米国・ペルー自由貿易協定	米国、ペルー	発効済	・2005年12月合意。 ・2006年4月調印。 ・2007年12月議会批准。 ・2009年2月発効。

(出所) 米国通商代表部 (USTR) など各種資料を元にジェトロ作成 (2010年11月時点)。

(注) FTA発効までのプロセスは通常、政府間交渉⇒交渉妥結 (署名・協定締結) ⇒それぞれの国での批准⇒発効となる。

## ● 対アジア政策

### ○オバマ大統領訪日時の対アジア政策演説要旨(2009年11月14日於サントリーホール)

米国は太平洋国家であり、今後多国間の枠組みに積極的に関与する姿勢を表明。その上で、アジア関与の基本は日米同盟であり日本はアジア安定の基礎と力説。一方、北朝鮮問題など地域的な懸案事項にも触れつつ、持続的な世界経済の回復を訴え、アジアの内需拡大に対する期待も表した。以下、主要案件に対する大統領コメント。

#### 【中国】

・中国とは現実的な協力を追及することが重要。具体的には**責任を伴った経済成長の維持に期待**。また、アフガニスタンやパキスタンの安定、朝鮮半島の非核化を支援するなど、今後アジアコミュニティの強さの源になる。米国は今後も戦略・経済対話を深化させる。

#### 【経済・気候変動対策】

・**米国の消費とアジアの輸出に依存する不均衡な経済成長の限界を指摘**。持続的な経済成長のために米国は、貯蓄増、支出減、金融制度改革、財政赤字削減に取り組むとともに、**雇用戦略として輸出に重点を置く**。

・気候変動対策ではすべての国が責任を負い、途上国も資金・技術の援助を得た上で、低排出への努力が必要。

#### 【核軍縮】

・核なき世界に向けて日本と協調して努力する。しかし、**核兵器が存在する限り、米国は同盟国(日本、韓国)の安全保障のために強力な核抑止力を維持する**。

#### 【北朝鮮・ミャンマー】

・北朝鮮は**6者協議、核不拡散条約への復帰**および朝鮮半島の完全かつ検証可能な非核化を行なうべき。

・ミャンマーが民主的改革に向けた取り組みを行なわない限り、既存の制裁は継続する。アウン・サン・スー・チー氏の無条件釈放にも言及。

## 日本への信頼は変わらず・頻繁な首相交代に戸惑い

- ◆オバマ政権は日本との同盟関係を重視し、アジア太平洋地域安定の要との見方を堅持。日本を重視する姿勢は、これまでの歴代政権と変わらず。対日政策の基本的認識に変化なし。
- ◆価値観、政治体制が異なる中国に日米同盟関係が取って代わることはない。但し、ビジネス、経済関係の中国シフトは顕著。中国の台頭に対して責任あるステークホルダーとして発展するよう、日米が協力して建設的に関与する考え。
- ◆オバマ政権は、日本の首相の頻繁な交代が首脳同士の信頼関係構築に繋がらないと戸惑いを隠せず。
  - ・1990以降の20年間に日本の首相は14人就任。平均在任期間は僅か1.4年。更に、2006年以降の4年間に、5人の首相が就任。平均在任期間は1年未滿。
  - ・1990年以降の首相を列挙すると、海部、宮澤、細川、羽田、村山、橋本、小渕、森、小泉、安倍、福田、麻生、鳩山、菅首相の14名。
  - ・これに対して、1990年以降の米国の大統領は、ブッシュ(父)、クリントン、ブッシュ、オバマの4名。

## 日本への信頼・期待と戸惑い その2

- ◆最近では、安全保障問題、普天間基地を巡る鳩山首相の言動に当惑。  
”Unpredictable Hatoyama ”（何を考えているのか理解できず予測できない鳩山首相）との表現。  
米国は、信頼できず予測不能で不安定な状況を最も嫌う。
- ◆このため、オバマ政権は菅首相の就任に安堵。政策の継続性に期待。
- ◆普天間基地問題が日米の戦略的同盟を損なわない解決策を模索。経済、通商を含めた包括的な同盟関係を重視。
- ◆日本の防衛大綱を巡る議論は、武器輸出三原則見直しに向けて米国は期待を高める。米国の防衛予算削減が視野に入る状況下、日本との共同開発を含め日米協力の道を探る。
- ◆日本に東アジア地域の安定のため、しっかりとした経済成長を期待。成長戦略、法人税引き下げ、TPPが進展するか注目している。

## ● 対日政策

### ○オバマ大統領訪日時の日米首脳会談要旨(2009年11月13日)

総論としては、日米同盟の深化・発展を確認。2010年の日米安全保障条約改定50周年に向けて1年かけて政府間協議を始めることで合意。各論では、核軍縮、気候変動、クリーンエネルギーに関して共同文書を発表するも、普天間基地移設などの主要な懸案事項は先送りに。

#### 【安全保障】

- 米軍普天間基地移設・・・両国間で、ハイレベルの作業部会を設置することで合意。結論の方向性、具体的期日に関する言及はなし。
- アフガニスタン支援・・・鳩山首相は、2009年からの5年間で最大50億ドルの民生支援の実施を発表。オバマ大統領はこの考えに謝意を表明。海上自衛隊によるインド洋給油支援を2010年1月に停止する構えは変わらず。
- 核軍縮・・・「『核兵器のない世界』に向けた日米共同ステートメント」を発表。包括的核実験禁止条約(CTBT)の早期発効など、核の全面的廃絶を達成するための条件整備に向けて、積極的に取り組むことで合意。
- 北朝鮮・イラン・・・オバマ大統領は6カ国協議の再開を前提として、北朝鮮にボズワース特別代表を派遣する考えを表明。鳩山首相(当時)もこれに同意。イランに関して『対話と圧力』を基本に国際的義務を順守するよう働きかけることで合意。

#### 【気候変動】

- 温暖化防止・・・「気候変動交渉に関する日米共同メッセージ」を発表。両国が2050年までに自らの排出量の80%削減を目指すとともに、世界全体の排出量を半減するとの目標を支持。
- クリーンエネルギー・・・「日米クリーンエネルギー協力」を発表。スマートグリッドの国際標準化を目指し、沖縄県と米ハワイ州で共同研究を展開することで合意。

## ● 対日政策

### ○オバマ大統領訪日時の日米首脳会談要旨(2010年11月13日)

横浜APECの開催に合わせオバマ大統領が訪日、菅総理と会談。日中間の尖閣問題、それに続くレアアース禁輸措置、ロシア大統領による北方領土訪問など、東アジアで緊迫した事態が続く中、日米関係の深化を確認。

### 【安全保障】

- 日米同盟の深化・強化・・・日米同盟を、安全保障、経済、文化・人材交流の三本柱を中心に深化・発展させることで合意。日本側からファクトシート「**日米同盟深化のための日米交流強化**」を发出。
- 米軍普天間基地移設・・・2010年5月の日米合意に基づき進めていくことで合意。
- 核セキュリティ・軍縮・・・「**核リスク低減に関する日米協力**」を発表。民生用の原子力施設の核物質および輸送中の核物質への最高水準のセキュリティの実施、包括的核実験禁止条約(CTBT)の早期発効、兵器用核分裂性物質生産禁止条約(FMCT)に関する交渉の即時の開始および早期の締結などで合意。イランと北朝鮮に引き続き働きかけることでも一致。
- 国連安保理改革・・・オバマ大統領から、改革された国連安保理で日本が常任理事国になることへ支持表明。

### 【経済】

- 通商(TPP含む)・・・菅総理から、農業規制改革等を含む抜本的改革を行なうとともに、情報収集を含む各国との協議を行なっていく旨表明。オバマ大統領は日本の方針を歓迎、米側当局にも強く指示するとの返答。
- その他・・・日米で「**新たなイニシアティブに関するファクトシート**」を发出。エネルギー・スマートコミュニティ・イニシアティブ、日米クリーンエネルギー政策対話、日米経済調和対話、イノベーション・起業・雇用創出促進のための日米対話、インターネットエコノミーに関する日米政策協力対話など、両国間の経済関係をさらに強化する各種イニシアチブの推進を確認。



## ● 日本関連の人事配置

### ○ 駐日米国大使 ジョン・ルース大使



2009年5月27日、  
起用発表  
8月7日、上院承認  
8月20日、信任状奉呈

ジョン・ルース  
(John Roos)  
カリフォルニア州弁護士  
54歳

カリフォルニア州の弁護士事務所Wilson Sonsini Goodrich & Rostatiで最高経営責任者(CEO)を務める(85年入所、88年からパートナー、05年CEO昇格)。専門分野は企業金融、会社法、起業支援、合併・買収、ベンチャーキャピタル。シリコンバレーの主要な企業の合併・買収などで名を馳せている。

日本との目立った関係は無いが、弁護士業務で日本企業との取引を多く手がけた実績がある。知日派とは言い難い中で大統領に選ばれた理由としては、オバマ大統領の選挙戦中に選挙資金の調達で大きな役割を果たした点が挙げられる。大統領とも個人的な信頼関係にある。

ルース氏は1984年の大統領選で民主党指名候補のウォルター・モンデール候補を、2000年には民主党予備選挙でビル・ブラッドリー候補を支援している。直近では、2004年の大統領選で、民主党指名候補のジョン・ケリー候補のために、北部カリフォルニア選挙本部で財政(finance chair)を担当しており、政治の世界に関心を示していた。

弁護士の評価で定評のある年鑑『ベスト・ロイヤー・イン・アメリカ』では2007年から2009年の3年連続名前が挙げられている。77年スタンフォード大学卒業。80年同大学ロースクール卒業。

## ● 日本関連の人事配置

### ○アジア政策を所管する人物



#### ○カート・キャンベル氏（国務次官補（東アジア・太平洋担当））

- ・戦略国際問題研究所(CSIS)元上級副所長
- ・クリントン政権で、国防副次官補(1995-2000年)
- ・日米防衛協力のための指針(ガイドライン)見直しなど日米安保再定義を担った。
- ・オバマ政権の東アジア、対日政策を仕切る重要な役割を担う。



#### ○ジェフリー・ベーダー氏（国家安全保障会議(NSC)アジア上級部長）

- ・ブルッキングス研究所・中国研究センター所長
- ・クリントン政権で、国防次官補代理(1996-1997年)、NCSアジア部長(1997-1999年)
- ・大統領選の予備選の最中からオバマ氏のアジア政策の主要アドバイザーを務めていた。アジア政策全般を統括。中国の専門家として知られる。



2011年前半に交替の可能性



#### ○筆頭候補:ダニエル・ラッセル氏（NSCアジア部長〔日本・朝鮮担当〕）

- ・国務省のキャリア組外交官で国務省の元日本部長。
- ・マンズフィールド元駐日大使の特別補佐官、大阪副総領事、名古屋領事、大阪・神戸総領事などを歴任した“ジャパン・ハンド”。



#### ○ウォレス・グレッグソン氏（国防次官補）

- ・元海兵隊中將
- ・沖縄で第3海兵遠征軍の司令官や4軍調整官を歴任

## ● 日本関連の人事

○アジア政策に関係する人物

【知日派キーパーソン】 ジョセフ・ナイ氏



- ・ハーバード大学教授、元ケネディスクール学長。
- ・クリントン政権で、国防次官補(1994-1995年)、国家情報会議議長(1993-1994年)。
- ・対外政策において、価値観や文化などの魅力を活用する「ソフト・パワー」論を提唱。
- ・最近、ハード・パワーとソフト・パワーを融合した「スマート・パワー」論を展開。

クリントン国務長官がナイ氏のスマート・パワー論を外交方針に採用。

- ・1995年に「ナイ・イニシアティヴ(東アジア戦略報告)」を作成。日米同盟再定義に道筋をつけた。
- ・2000年、2007年に、日米関係の深化を提案した「アーミテージ・ナイ報告」を2度取り纏めた。
- ・オバマ大統領就任に伴う人事で、駐日大使の有力候補に挙げられた。

## ジョセフ・ナイ教授のソフト・パワー論

- ・ ジョセフ・ナイ・ハーバード大学ケネディ行政大学院長が唱える“ソフト・パワー論”がポスト・イラク戦略のポイント。
- ・ 9.11.テロ事件とグローバル化の進展は米国が置かれる状況を大きく変えた。
- ・ ブッシュ政権は米国にとって危険とみなす相手に“先制攻撃”を仕掛ける新防衛戦略を、現実にどのように適用すればよいかとの問題を解決できていない。
- ・ 国際政治は三次元のチェス・ゲームのように変化しており、水平的なプレイに加えて垂直的にプレイしなくてはならない。国際情勢が複雑化しているにも拘わらず、米国の単独主義派は古典的な軍事的解決にだけ焦点を当てている。

最上階、3回のチェス・ゲーム盤では、古典的な国家間の軍事問題が扱われており、その次元では米国は今後も唯一の超大国として君臨し続ける。

## 古典的な軍事的解決だけでは米国は敗北する。

### 文化、政治理念、政策の魅力から発生するソフト・パワー重視

- ・国際経済を扱う2階のゲーム盤では、権力の分配は既に多国間に亘っている。米国は、貿易、反トラスト、金融規則等の各面で、EUや日本、その他諸国の合意を得ることなくして米国が望む所産を入手することができない。
- ・テロリズムをはじめとする多国籍の問題を扱う1階のゲーム盤では、権力の所在は国家およびNGO等の非国家のアクターが混沌として交錯している。この次元では、米国への権力一極集中や米帝国の概念で議論しても意味をなさない。
- ・ハード・パワーは国の軍事力と経済力から生成するが、ソフト・パワーは国の文化、政治理念と政策の魅力から発生する。多国籍問題においては、ソフト・パワーがより重要になる。
- ・米国は自国の行動を正当化し、米国の戦略を各国が受け入れるためには多国間主義に向かうべき。テロリズム、国際金融、麻薬、疫病の蔓延等の諸問題は軍事力だけでは解決できない。
- ・世界最強の国家である米国が軍事力に替えて国際的協力体制を作り上げ、各国に共通する脅威と課題に立ち向かうことが重要。

## ナイ教授が描いたイラク戦争後の将来シナリオ

- ・ 第一のシナリオは、1945年の日本とドイツの例。米国は第二次世界大戦終了後、7年間にわたり日本とドイツに駐留したが、その結果、米国に友好的な民主国家を遺した。このシナリオがイラクについても最も望ましい。
- ・ 第二のシナリオは、レーガン大統領の対レバノン、或いは、クリントン大統領の対ソマリアの事例に類似。米軍の駐留を最初は歓迎するものの、後に米軍の存在を非難し、テロ活動等によって米軍兵士に死傷者が出るシナリオ。イラクが紛争状態に陥り、独裁主義や神政政治の国家が誕生すると、米国はイラクを攻撃した正当性を失う。
- ・ 第三のシナリオは、ボスニア、コソボの回顧。米国はNATO(北大西洋条約機構)同盟国と諸外国をイラクにおける警察および復興活動に動員する。米国が反帝国主義者の標的として突出するのを和らげる。イラク復興から米国が途中で撤退しないことを保証するおそらく最良の方策と認識。

## ● 対中通商政策

### ○ 政権の基本姿勢：デュアル・トラック・アプローチ

#### 硬： WTO提訴、相殺関税(CVD)/アンチダンピング(AD)課税発動

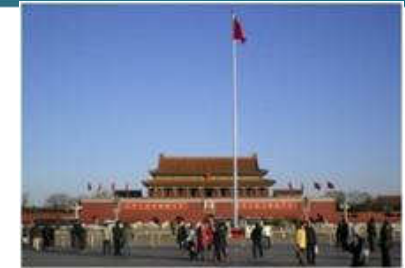
※商務省は2007年3月、中国を非市場経済国としたまま、光沢紙の輸入に対しCVD発動を仮決定。その後も、申請続く。

※2009年9月、オバマ大統領はブッシュ政権で発動ゼロ件だった通商法421条セーフガードを発動(訴えは全米鉄鋼労組)。

※2010年以降も、中国製の鋼管やアルミ製品などへのAD、CVDの適用決定などが相次ぐ。

#### 軟： 米中戦略経済対話(SED)、米中合同商業委員会(JCCT)

※これらの枠組みの下、エネルギー分野など協力できる分野では関係を強化、自主イノベーション制度など懸念のある政策に関しては是正を求めていく。



### ○ オバマ政権の姿勢に変化：2011年1月18～21日の胡錦濤・中国国家主席の訪米

- オバマ政権は発足後、明示的に中国の為替操作、人権問題を指摘することは避けてきた。
- しかし、2011年1月の胡錦濤・中国国家主席の訪米を前に、閣僚から中国の政策に対し厳しい発言が相次ぐ。オバマ大統領も19日の首脳会談で、人民元政策と人権問題に関し懸念を表明。
- 一方ビジネス分野では、中国によるボーイング製航空機の大量購入にみられるように、協力関係を推進。
- 今後も米国は言うべきことは言いつつも、手を握れる分野ではしたたかに協力を進めるとみられる。

## ● 議会は、中国に対して厳しい姿勢...

### 安全保障面での対中警戒心は根深く...

ジョン・カイル(共和党、アリゾナ州)、クリストファー・ボンド(共和党、ミズーリー州)、リチャード・シェルビー(共和党、アラバマ州)各上院議員らが商務長官や財務長官などに2010年8月18日付書簡を提出。中国大手通信機器メーカーによる、米携帯通信企業に対する機器販売に安全保障上の懸念をさしはさむもの。

2008年にはファーウェイのネットワーク機器メーカーのスリーコム(本社マサチューセッツ州)への出資(22億ドル)は安全保障面への懸念から警戒した共和党議員の動きにより取りやめになった先例がある。

#### 〔共和党上院議員による書簡の概要〕

- 中国の大手通信機器メーカー・華為技術(ファーウェイ)が携帯通信大手スプリント・ネクステルに対し、ワイヤレス・ブロードバンド・ネットワーク拡充向けの機器販売を目指しているとの報道に関し、調査を求める。
- ファーウェイは中国政府が進めるサイバー戦争の尖兵ではないかどうか、彼らの機器は国際的な欠陥を有していないかどうか。
- ファーウェイが過去のイラク政権と深い関係を持ち、現在のイラン、中国政府とも緊密な関係を持つとの別の報告を基に、同社が米企業の納入先企業として適切かどうか。



## 第5章

# チーム・オバマの顔ぶれ 閣僚、補佐官、議会幹部 ～米国と世界を動かす人材～

## ●オバマ大統領の人事の意味：

＜若くて多様な人種の閣僚を任命。大統領の周囲を固める補佐官、閣僚の主張がポイント＞

○閣僚の平均年齢は、53.7歳と若くて新鮮。20名の閣僚ポストの内訳は、男性14名、女性6名。白人10名、アフリカ系4名、ヒスパニック2名、中国系2名、アラブ系1名、日系1名と多様な人種で構成されるオール・アメリカンの布陣。オバマ氏は経済政策に限らず、外交問題においても、多様な利害をもつ関係者から意見を聞いた上で、その中から自身の解決策を見出していくタイプ。従って、オバマ大統領を支えるアドバイザーの考えを知ることが政権の経済・対外政策を展望する上で、極めて重要。

＜清新なシカゴ人脈とクリントン元政権のベテランをベスト・ミックスで起用＞

○経験豊富なクリントン人脈を基盤に、シカゴ中心としたオバマ人脈が新風を送り込む形で人事配置。オバマ大統領の新進気鋭のシカゴ人脈に加えて、クリントン人脈を中心とした経験豊富な大物が脇を固めることで、オバマ政権の政策立案は極端なブレを生じない、バランスの取れた「現実路線」を敷く。

○大統領候補の座を激しく争った最大のライバルであるヒラリー・クリントン氏を国務長官として閣内に取り込んだのは、リンカーン大統領が嘗て行った「チーム・オブ・ライバルズ」方式を採用した深謀遠慮。

＜政権発足から2年・・・：首席補佐官は「辣腕」から「調整型」へ＞

○ホワイトハウスの経済チーム首脳が相次ぎ交替。首席補佐官は「辣腕のエマニュエル氏」から「調整型のラウズ氏」、そして、「経験豊富で経済界にも人望の厚いデイリー氏」へ。中間選挙で勝利し対決姿勢を強める共和党を相手に、どのような舵取りをするか見所。